

千葉県休日保育事業補助金交付要綱

令和3年4月1日適用

(趣旨)

第1条 市長は、事業の一層の充実を図るため、千葉県休日保育事業実施要綱（平成27年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）に定めるところにより休日保育事業（以下「補助事業」という。）を実施する者（以下「実施者」という。）に対し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく給付費の休日保育加算額を超える経費について予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、実施要綱及び規則において使用する用語の例による。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる経費及び交付額は別表のとおりとする。

(交付申請)

第4条 実施者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、千葉県休日保育事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をしたときは、その決定の内容を千葉県休日保育事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該実施者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不相当と認めるときは、当該実施者に対し、千葉県休日保育事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、その旨及び理由を通知するものとする。

(譲渡等の禁止)

第6条 実施者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は市長の承認を得ずに担保に供してはならない。

(交付決定の変更)

第7条 実施者は、補助金の交付決定額を変更する必要があるときは、千葉県休日保育事業補助金変更交付申請書（様式第4号）に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定を変更すべきものと認めた時は、速やかに補助金の交付決定を変更するものとする。

3 市長は、前項の規定により交付決定を変更したときは、千葉県休日保育事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による審査の結果、交付決定を変更することが不適当と認められたときは、当該実施者に対し、千葉県休日保育事業補助金変更交付不承認通知書（様式第6号）により、その旨及び理由を通知するものとする。

(実績報告)

第8条 実施者は、補助事業が完了したときは、補助金の交付決定の日の属する会計年度の末日までに、千葉県休日保育事業実績報告書（様式第7号）に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

(額の確定通知)

第9条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けたときは、その内容を調査し、当該報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該実施者に対し、千葉県休日保育事業補助金額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた実施者は、補助金の交付を受けようとするときは、千葉県休日保育事業補助金請求書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

(決定の取消)

第11条 市長は、実施者が次の各号に定める事項に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 休日保育事業を中止したとき。
- (2) 休日保育事業の指定が取り消されたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (5) 補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等に基づく市長の処分に違反したとき。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しを決定したときは、当該実施者に対し、千葉県休日保育事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、その旨及び理由を通知するものとする。

（補助金の返還）

- 第12条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合においては、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 前項の規定による返還命令は、千葉県休日保育事業補助金返還命令書（様式第11号）によるものとする。

（委任）

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、千葉県休日保育事業補助金の交付に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、別表 補助内容のただし書きについては、令和3年4月1日から適用する。

別表

| 補助対象経費 | 補助内容 | 補助率 |
|---|--|---------|
| 休日保育実施に係る経費 (人件費、消耗品費、印刷製本費、賄材料費、通信運搬費、委託料、備品購入費、火災保険料、使用済み紙おむつの処理等に要する経費ほか千葉市長の定める経費) | (ア) 基本分 補助対象経費が給付費の休日保育加算額を超える場合に、補助対象経費から休日保育加算額を差し引いた額を支給する。 また、使用済み紙おむつ処理経費等加算として、11円×延べ利用日数(3歳未満児に限る)を支給する。 ただし、休日保育加算額に1.5倍を乗じた額から休日保育加算額を差し引いた額を補助額上限とする。 | 10/10以内 |

様式第1号

年 月 日

千葉県休日保育事業補助金
交付申請書

(あて先) 千葉市長

法人等住所
法人等名称
代表者職氏名
(施設名)

印

年度千葉県休日保育事業補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

| | | |
|-----------------|---|---|
| 交付申請額 | | 円 |
| 補助事業の 目的及び内容 | 生命の安全及び心身の順調な発達が保証されるよう適切な保育条件の中で乳幼児の福祉向上を図る。 | |
| 添付資料 | 千葉県休日保育事業計画表 (個別表) | |

様式第2号

千葉市指令 第 号

様

千葉市休日保育事業補助金
交付決定通知書

年 月 日付申請のあった千葉市休日保育事業補助金について、次の
とおり交付決定をしたので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知しま
す。

年 月 日

千葉市長 印

| | | |
|------------|---|---|
| 交付決定額 | | 円 |
| 補助金の交付予定時期 | 年 月 | |
| 交付条件 | 1 この決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、 又は市長の承認を得ずに担保に供してはならないこと。 2 千葉市補助金等交付規則及び千葉市休日保育事業補助金交付要綱 を遵守すること。 | |

様

千葉市休日保育事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付申請のあった千葉市休日保育事業補助金について、次のとおり不交付と決定したので、千葉市休日保育事業補助金交付要綱第5条第3項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

| | |
|----------|-------|
| 決定日 | 年 月 日 |
| 不承認とした理由 | |
| その他 | |

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第4号

年 月 日

千葉県休日保育事業補助金
変更交付申請書

(あて先) 千葉市長

法人等住所
法人等名称
代表者職氏名
(施設名)

印

年 月 日付千葉県指令 第 号により交付決定のあった千葉県休日保育事業補助金について、次のとおり補助金の交付決定額を変更されたく、千葉県休日保育事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

| | | | | |
|--------------|-----------------------|--|-------|---|
| 変更交付申請額 | | | | 円 |
| 変更後補助金所要額 | 既交付決定額 | | 差引所要額 | |
| | 円 | | 円 | 円 |
| 変更理由(どちらかに○) | 延利用児童数の増加 ・ 延利用児童数の減少 | | | |
| 添付資料 | 千葉県休日保育事業実績報告書(個別表) | | | |

様式第5号

千葉市指令 第 号

様

千葉市休日保育事業補助金
変更交付決定通知書

年 月 日付千葉市指令 第 号により交付決定し、
年 月 日付補助金変更交付申請のあった千葉市休日保育事業補助金に
ついて、次のとおり交付決定の変更をしたので、千葉市休日保育事業補助金
交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

| 変更前交付決定額 | | 変更後交付決定額 | | 差引所要額 | |
|----------|---|----------|---|-------|---|
| | 円 | | 円 | | 円 |

様

千葉市休日保育事業補助金変更交付不承認通知書

年 月 日付千葉市指令 第 号により交付決定し、年 月 日付補助金
変更交付申請のあった千葉市休日保育事業補助金について、次のとおり交付決定の変更をしないこと
としたので、千葉市休日保育事業補助金交付要綱第7条第4項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

| | |
|----------|-------|
| 決定日 | 年 月 日 |
| 不承認とした理由 | |
| その他 | |

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第7号

年 月 日

千葉県休日保育事業補助金
実績報告書

(あて先) 千葉市長

法人等住所
法人等名称
代表者職氏名
(施設名)

印

年 月 日付千葉県指令 第 号により、交付決定のあった千葉県休日保育事業の実績について、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり報告します。

| 補助金の交付決定額 | | 補助金の経費精算額 | |
|-----------|---------------------|-----------|---|
| | 円 | | 円 |
| 添付資料 | 千葉県休日保育事業実績報告書(個別表) | | |

様式第8号

千葉市達 第 号

様

千葉市休日保育事業補助金
額 確 定 通 知 書

年 月 日付申請のあった千葉市休日保育事業補助金実績報告書により、
年度千葉市休日保育事業補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助
金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

| | | |
|-------|--|---|
| 確 定 額 | | 円 |
|-------|--|---|

様式第9号

年 月 日

千葉県休日保育事業補助金
請求書

(あて先) 千葉市長

法人等住所
法人等名称
代表者職氏名
(施設名) 印

年 月 日付千葉県達 第 号千葉県休日保育事業補助金確定通知書により確定した補助金について、千葉県補助金等交付規則第16条第1項の規定により、次のとおり請求します。

| 補助金の交付決定額 | | 補助金の経費精算額 | |
|-----------|---|-----------|---|
| | 円 | | 円 |

様

千葉市休日保育事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付千葉市指令 第 号により交付決定した千葉市休日保育事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消すこととしたので、千葉市休日保育事業補助金交付要綱第11条第3項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

| | |
|------------|-------|
| 決定日 | 年 月 日 |
| 決定を取り消した理由 | |
| その他 | |

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市休日保育事業補助金返還命令書

年度に交付した千葉市休日保育事業補助金について、千葉市休日保育事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

千葉市長

| | | |
|-----------|---------|---|
| 補助金の交付決定額 | | 円 |
| 補助金の既交付額 | 年 月 日交付 | 円 |
| | 年 月 日交付 | 円 |
| | 合 計 | 円 |
| 補助金の確定交付額 | | 円 |
| 返還すべき金額 | | 円 |
| 返還期限 | 年 月 日まで | |
| 返還を命ずる理由 | | |
| 返還方法 | | |

(審査請求等について)

1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。